

クラウドサービス型生成 A I サービスの賃貸借及び保守 に係る企画提案競技実施要領

令和 8 年 3 月 2 日

宮崎県総合政策部デジタル推進課

1 趣旨

本県のクラウドサービス型生成A I サービス（以下「当該サービス」という。）の賃貸借及び保守の事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行ったうえ、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と協議のうえ、随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名

クラウドサービス型生成A I サービスの賃貸借及び保守

(2) 業務内容

別紙「クラウドサービス型生成A I サービスの賃貸借及び保守に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限額

11,880,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は精算払いを予定している。

4 事務を担当する部局

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7046

電子メール：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準 ウ 応募様式集 エ 契約書案

(2) 配布場所 4の場所

(3) 配布期間 この公告の日から令和8年3月19日（木）まで （閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードができる。

【ホームページアドレス <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/digital-suishin/kense/chotatsu/20260213181928.html>】

※資料の郵送を希望する者は、4にある担当課まで問い合わせること。

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (3) この公告の日から契約予定事業者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (6) 県税の未納がない者

7 スケジュール（予定）

- | | | | |
|---------------|---|--------------|----|
| (1) 公 | 告 | 令和8年3月2日（月） | |
| (2) 参加申込書提出期限 | | 令和8年3月10日（火） | |
| (3) 質問書受付期限 | | 令和8年3月10日（火） | |
| (4) 企画提案書提出期限 | | 令和8年3月19日（木） | |
| (5) 審 | 査 | 令和8年3月24日（火） | 予定 |
| (6) 審査結果通知 | | 令和8年3月26日（木） | 予定 |

8 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

- (1) 提出場所 4の場所
- (2) 提出期限 令和8年3月10日（火）午後5時まで（郵送であっても必着とする。）
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
 - イ 代理人を選定した場合には、委任状（様式第2号）
 - ウ カタログ等仕様書の要件を満たすことが分かる書類（該当箇所にマーカー等を引くこと。）
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
 - イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、デジタル推進課から電話確認の連絡を行うので、申込日翌日（閉庁日を除く。）までに連絡が無い場合にはデジタル推進課に問い合わせること。
 （令和8年3月10日（火）に参加申込書を提出した者は、当日中にデジタル推進課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）
 - ウ 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
 なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提

案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を以下により提出すること。

提出方法：電子メール

送信先アドレス：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

件名：クラウドサービス型生成AIサービスの貸貸借及び保守に係る企画提案競技に関する質問

イ 受付期限

令和8年3月10日（火）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して閉庁日を除く原則2日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書

ア 審査基準表の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

イ A4判（一部A3版を折り曲げて可）の大ききで作成し、20ページ以内にまとめること。

ウ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。）

エ 通し番号を振り、目次を付けること。

オ 本サービスを提供するに当たり、県に求める作業及び資料等について記載すること。

カ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

ウ 宛名は、「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

(3) 提出場所 4の場所

(4) 提出期限 令和8年3月19日（木）午後5時まで（送付であっても必着とする。）

(5) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留湯便又はそれと同等の手段により提出すること。）

※提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

11 審査

審査は「クラウドサービス型生成A Iサービスの賃貸借及び保守に係る選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は原則として次のとおり実施する。

(1) 審査方法

企画提案書を提出した提案参加者が、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、提案書及び説明内容を踏まえて最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 場所及び審査実施方法

オンラインで開催予定であり、審査の詳細と併せて通知する。

(4) 実施日

令和8年3月24日（火）実施予定。

(5) 時間

説明時間20分以内、質疑時間10分程度とする。

(6) 説明者

主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は当該業務の主任担当者とする。

(7) 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

12 契約

(1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と当該サービスに関する詳細について協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 本業務を担当する予定の業務主任者及び業務担当者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は6の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

(7) 二者以上の代理人をした者

(8) 見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。
- (8) 本件は、宮崎県議会において、当該に係る令和8年度予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。なお、本業務が実施されない場合、本企画提案競技参加者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。